

子どもに係る均等割軽減改正後の市独自減免の位置付け

令和8年度第1回狛江市
国民健康保険運営協議会
資料2-1

国制度の対象拡大により、市独自減免の役割は「対象外を補完する制度」から「追加軽減」に位置づけが変わります。

1 国制度の対象拡大

現行制度

令和9年度以降

国の軽減

未就学児

228世帯 4,803,616円
内 多子世帯
26世帯29人、530,832円

市独自の減免

第3子以降

38世帯48人 1,706,700円



国の軽減

未就学児から高校生年代まで
対象拡大

583世帯854人
16,738,400円へ



市独自減免を残す場合
国の軽減に追加

2 廃止した場合の現行対象世帯への影響（モデル化）

3子世帯

30世帯

負担が19,600円軽くなる

第1子 第2子 第3子
+ + -

4子世帯

7世帯

軽減と負担が均衡

第1子 第2子 第3子 第4子
+ + - -

※世帯構成の変化に伴い、最終的には
負担より軽減の方が大きくなります。

6子世帯

1世帯

負担が39,200円重くなる

第1子 第2子 第3子 第4子 第5子 第6子
+ + - - - -

均等割額は、令和8年度の医療分27,900円+支援分11,300円=39,200円とし、
第1子と第2子が5割軽減し、3子以降の子は免除から5割軽減になったものとして計算。

多子世帯減免が果たしてきた役割

国の軽減対象が未就学児に限られていた間、
就学後を含む第3子以降の均等割負担を軽減し
国制度の対象外となる世帯を補完。



令和9年度以降、国制度対象が高校生年代まで拡大。

都内の独自軽減実施自治体の今後の取扱い

狛江市を除く6市は、継続方向3市、廃止方向3市に分かれています。（令和8年8月10日時点）

継続方向（3市）

立川市 継続予定
未就学児の国軽減後の残額を全額減免（令和6年度開始）

多摩市 継続予定
未就学児の均等割を半額減免（令和8年度開始）
運協への諮問予定なし

武蔵村山市 継続見込み
第2子半額・第3子以降全額（所得要件あり）
現制度は令和9年度まで。令和10年度以降も継続見込み

廃止方向（3市）

武蔵野市 廃止方向
就学後の18歳未満の第2子以降を半額（所得要件あり）
運協への付議は未定

昭島市 廃止方向
令和8年度開始。令和7年度の運協で、国制度が高校生年代まで拡大した場合は終了する方針を説明済み

あきる野市 廃止方向
未就学児を除く高校生年代までの子が2人以上いる世帯を対象（令和元年度開始）
今後、運協に付議予定

他市の対応は二分。狛江市は、国制度拡大後の位置付けと現行対象世帯への影響を踏まえて判断

※東京都調査（令和8年4月現在）を基に、令和8年8月10日の各市への直接照会で更新。
※「廃止方向」「継続見込み」は照会時点の方針・見込みであり、今後の運協・庁内調整等で変更となる場合があります。
※各市で制度内容・開始時期・検討経過が異なるため、対応状況は単純比較できません。